**阪南市地域包括支援センター運営業務等委託事業仕様書**

**令和７年８月１４日**

**阪南市健康福祉部介護保険課**

**１．趣旨**

本仕様書は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下、「法」という。）第１１５条の４６第１項及び、阪南市地域包括支援センター運営基本方針に基づき設置する地域包括支援センター（以下、「センター」という。）において包括的支援事業を実施し、地域で活動する中核的な機関として「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること」を目的としたセンターの運営及び、法第１１５条の４５第２項第６号に基づく認知症地域支援推進員の関連業務等について示すものとする。

また、阪南市コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業実施要綱（平成１７年４月１日施行）に基づき、セーフティネット構築による地域福祉の推進を目的にセンター内に併せて配置するコミュニティソーシャルワーカーが実施する業務の内容及び範囲、運営等についても、併せて示す。

**２．委託期間等**

（１）委託期間

令和８年４月１日～令和１３年３月３１日（５年間）

（２）開所日

月曜日から土曜日

なお、開所日の来所相談などが困難である方に対応するため、事前の予約限定で、閉所日等に面接相談対応（来所または訪問）を行うことを禁じるものではない。

※国民の祝日に関する法律に規定する休日及び、１２月２９日から１月３日までを除く。ただし、市長が認めるときは、臨時に開所または休所することができる。

（３）開所時間

午前８時４５分から午後５時１５分までを原則とするが、開所時間帯以外であっても関係団体との会議等への出席が必要な場合は対応すること。

　　　　　なお、虐待への対応等の場合も想定し、センター職員に対して緊急に連絡が取れるような体制を整備しておくこと。

（４）開所場所

　『第９期阪南市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画』で示す日常生活圏域を下記のとおり区分して設置する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 日常生活圏域 | 名称 | 担当地区 |
| ① | 尾崎地区  東鳥取地区 | 尾崎・東鳥取地域包括支援センター | 尾崎町１丁目～８丁目・尾崎町  下出・黒田・鳥取中・石田・自然田・桑畑・さつき台・緑ケ丘・和泉鳥取・山中渓 |
| ② | 西鳥取地区  下荘地区 | 西鳥取・下荘地域包括支援センター | 新町・鳥取・光陽台・鳥取三井・舞  貝掛・箱作・南山中・箱の浦・桃の木台・阪南市淡輪 |

※詳細は、募集要項２ページ「【参考】日常生活圏域」を参照。

**３．業務内容**

　　　前述の趣旨に記載された目的を達成するために、本仕様書及び国等が定めるマニュアル等に基づき、次の業務を実施する。各業務の主な内容は（１）から（９）のとおりである。

　　　なお、委託期間中において、制度改正等により業務内容を変更することがある。

（１）**包括的支援事業**

1. 総合相談支援業務（法第１１５条の４５第２項第１号）

　　　　地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とする事業。

初期段階での相談対応及び専門的・継続的な相談支援、地域におけるネットワークの構築、家庭訪問等による実態把握に取り組むこと。

1. 権利擁護業務（法第１１５条の４５第２項第２号）

　　　　地域の住民や民生委員児童委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を目的とする事業。

成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持に取り組むこと。

1. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第１１５条の４５第２項第３号）

　　　　地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を目的とする事業。

　　　　高齢者等の自立支援・重度化防止を推進するためには、地域においてケアマネジメントが適切に実施されることが必要であり、包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言に取り組むこと。

1. 地域ケア会議推進事業（法第１１５条の４８第１項）

医療・介護等の専門職、校区（地区）福祉委員、民生委員児童委員など地域の多様な関係者と協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等必要な高齢者が住み慣れた地域での生活を地域全体で支援していくことを目的とする事業。

個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を関係者と共有する地域ケア会議を開催し、地域づくりに取り組むこと。

（２）**介護予防・日常生活支援総合事業関連業務**

1. **介護予防ケアマネジメント事業**（第１号介護予防支援事業）（法第１１５条の４５第１項第１号二及び法施行規則第１４０条の６４）

　　要支援認定者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者（以下、「事業対象者」という。）に対して、その心身の状況等に応じて、対象者本人の選択に基づいた介護予防及び日常生活支援を目的とする事業。

　　事業で把握した事業対象者に介護予防サービス・支援計画書（以下、「介護予防ケアプラン」という。）を作成し、それに基づいて、地域支援事業における介護予防事業等が包括的かつ効率的に実施されるよう、必要な援助に取り組むこと。

1. **一般介護予防事業**（法第１１５条の４５第１項第２号）

　ア　一般介護予防事業対象者の把握

さまざまな機会を捉えて、将来、介護が必要となる可能性が高い虚弱な高齢者を把握し、必要な相談支援、指導を行うこと。

イ　介護予防教室等への勧奨等

把握した事業対象者の個別性を重視しつつ自立を支援し、利用者の主体的な活動と生活の質の向上を目指すため、市や社会福祉協議会、介護予防拠点、はんなん健康応援プランで実施する介護予防教室への参加勧奨や、その後のモニタリング・フォローアップなど活動の支援を行い、介護予防の継続的支援に取り組むこと。

ウ　一般介護予防事業普及啓発活動への協力

高齢者に対し、介護予防教室を広報し、また、介護予防の必要性などを理解できるよう介護予防啓発活動に取り組むこと。

また、高齢者自らが健康維持・向上に積極的に取り組んでいけるよう、介護予防の講座やイベントを開催し、早い段階から取り組む必要性や具体的な取り組み方法について学べる機会を設ける。講座やイベントの開催について、地域の身近な施設の活用や運動、認知症予防などさまざまなテーマによる開催など、参加しやすい環境づくりに取り組むこと。

エ　介護予防自主グループとの連携

元気な高齢者が地域の活動に積極的に参画し、互いに支え合える地域を目指していくため、介護予防自主グループと適宜連携すること。

　　　オ　自立支援型ケアマネジメント会議について

自立支援型ケアマネジメント会議（地域リハビリテーション活動支援事業）において、リハビリテーション等の専門職の視点を活かした自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態となっても生きがいや役割を持って生活できる地域づくりの推進に取り組むこと。

（３）**指定介護予防支援業務**（法第８条の２第１６項）

　　　指定介護予防支援は、居宅要支援者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などに取り組むこと。

　　　ただし、この指定介護予防支援の業務を行うため、法第１１５条の２２の規定に基づき、市の指定を受けること。

　　　また、業務の実施に当たっては、法、関係法令及び「阪南市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年阪南市条例第18号）。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）」を遵守するものとすること。

（４）**在宅医療・介護連携推進事業**（法第１１５条の４５第２項第４号）

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供することを目的として、「阪南市医療と介護の多職種連携会議」に参画し、構成員として医療機関や介護事業者等の関係機関と協働して取り組むこと。

（５）**生活支援体制整備事業関連業務**（法第１１５条の４５第２項第５号）

地域資源の開発とネットワーク化を担う生活支援コーディネーターを中心に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活し続けるために、地域における住民同士が支え合う自立した日常生活の支援体制整備と充実を目的として、「生活支援・介護予防事業サービス協議体」に参画し、構成員として地域の各種団体等と協働して取り組むこと。

（６）**認知症施策推進事業関連業務**（法第１１５条の４５第２項第６号）

　　　　認知症になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるために、認知症またはその疑いのある高齢者等に対する総合的な支援を行う事業。

1. 認知症当事者やその家族からの認知症に関する相談があった際にその専門意識をいかして相談業務に応じる認知症地域支援推進員を配置し、地域のネットワークづくりに関わるなど地域づくりに取り組むこと。
2. 認知症の早期発見・早期対応が必要な高齢者等を「阪南市認知症初期集中支援チーム」に適切につなげ、同チーム員会議に参画し、構成員として当事者やその家族が必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう医療機関等の関係機関との連携・協力体制の構築に取り組むこと。
3. 認知症当事者やその家族を地域で支え見守る体制を構築するために、住民等に認知症サポーター養成講座や認知症講演会の開催等により、認知症に対する正しい知識の普及等を行うこと。

（７）**任意事業**（法第１１５条の４５第３項）**への協力**

1. 介護用品給付事業

おむつ等介護用品の給付を希望する要介護３～５の高齢者とその家族に対し、訪問調査により、健康状態や生活状況確認を行い、申請等の代行を行うこと。

1. 介護サービス相談員派遣事業

　　市が実施する介護サービス相談員派遣事業の円滑な運営に協力すること。

1. 住宅改修支援事業

　　　　　住宅改修を必要とするケアプランが作成されていない、居宅要介護者、居宅要支援者に対し、住宅改修の理由書の作成に協力すること。

　　④　徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

　　　　　認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等が行方不明になった場合に、早期に発見できるよう、地域の関係機関等による協力により支援体制を構築し、徘徊高齢者等の安全と家族等への支援を図ること。

（８） **コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業**

1. 生活上の各種の相談

地域の高齢者、障がい者、ひとり親家庭等（以下「要援護者等」という。）あらゆる年齢層からの様々な生活上の相談に応じ、安否確認、見守り及び適切な福祉サービスにつなげるなどの支援を実施し、セーフティーネットの構築を行うこと。

また、個別訪問及び地域活動拠点に出向く等アウトリーチによる相談支援を行うこと。

1. 地域福祉ネットワークの構築と連携

校区（地区）福祉委員、民生委員児童委員、市の各分野、地域福祉活動団体、福祉関係機関及び地域住民等との実効性のあるネットワーク体制を構築すること。

また、小地域ネットワーク活動等に参画する等により連携を深め、地域活動の実態把握とその活動への協力・推進を行い、地域生活課題の解決に資する支援体制を構築すること。

1. 本市の地域共生社会の実現のための協力

　ア　災害時要援護者登録制度（くらしの安心ダイヤル事業）への協力

要援護者の見守り・発見・相談等のための住民活動の育成・支援及び申請等の代行を行うこと。

　　　イ　緊急通報装置設置事業への協力

阪南市高齢者緊急通報装置貸与事業運営要綱（平成２０年４月１日決裁）及び阪南市重度身体障害者緊急通報装置貸与事業運営要綱（平成１９年１２月１９日決裁）に基づく訪問調査及び申請等の代行を行うこと。

ウ ふれあい収集事業への協力

阪南市ふれあい収集事業実施要綱（平成１９年１月１５日施行）に基づく、ふれあい収集事業に関する調査に協力すること。

エ その他

阪南市地域福祉推進計画の策定及び地域福祉推進事業、地域共生社会の実現のための会議等への参加・協力等を行うこと。

（９）**その他**

地域支援事業の円滑な実施のために、上記の事業に附随する業務、担当圏域における高齢者福祉サービスに係る調査等に関する業務に取り組むこと。

圏域の境界付近などで支援の必要な高齢者等が、担当するセンターと別のセンターが対応する方が支援しやすい場合などは、両センターで協議の上、市の同意を得て圏域をまたいで対応すること。

感染症予防及び災害対応のマニュアル（ＢＣＰ）等を整備し、途切れない支援ができる体制を構築すること。

法及び関係法令、阪南市条例を遵守すること。本業務委託契約の締結日以降、国の政令、省令等でセンターに関する新たな業務が発布された場合、その業務にも取り組むこと。（別途、市と協議するものとする。）

**４　職員の配置等**

（１） **センター職員**の配置

　　職員配置は、「阪南市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例」（平成２６年条例第１７号）に基づき、次の①、②、③の職種（以下、「３職種」という。）を常勤・専従で各１名以上配置すること。また、その中の１名を管理者とすること。なお、何れかの職員が欠員した場合は速やかに代替職員を補充すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 担当圏域 | 管理者 | 保健師 | 社会福祉士 | 主任介護  支援専門員 | 認知症地域支援推進員 | 指定介護予防支援担当職員 | ｺﾐｭﾆﾃｨｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ |
| 1 | 尾崎地区  東鳥取地区 | １名 | ２名  (常勤専従) | ２名  (常勤専従) | ２名  (常勤専従) | １名  (常勤専従） | １名以上  (常勤専従） | ２名  （専任） |
| 2 | 西鳥取地区  下荘地区 | １名 | ２名  (常勤専従) | ２名  (常勤専従)  ※ | １名  (常勤専従)  ※ | １名  (常勤専従) | １名以上  (常勤専従） | ２名  （専任） |

※社会福祉士１名、及び主任介護支援専門員２名の計３名の配置でも可

1. 保健師その他これに準ずる者

ア　保健師

イ　高齢者に関する公衆衛生業務経験を１年以上有する看護師

　　　　　なお、この経験のある看護師には准看護師は含まない。

1. 社会福祉士その他これに準ずる者

ア　社会福祉士

イ　福祉事務所の現業員等の業務経験が５年以上又は介護支援専門員の業務経験が３　年以上であり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に３年以上従事した経験を有する者

1. 主任介護支援専門員その他これに準ずる者

ア　主任介護支援専門員

イ　「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成１４年４月２４日付け老発第０４２４００３号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

ウ　地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算５年以上である者

（２）**認知症地域支援推進員**の配置

認知症地域支援推進員を１名以上配置すること。なお、上記の３職種以外の者を常勤専従で配置し、次の①、又は②の条件を満たす者とし、認知症地域支援推進員研修（フォローアップ研修等）を受講すること。

1. 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者。
2. ①以外で認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有する者として市が認めた者。

（３）**指定介護予防支援担当職員**の配置

　　　指定介護予防支援等基準条例第３条に基づき、指定介護予防支援担当職員は、指定介護予防支援事業所ごとに保健師その他介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を、事業が円滑に実施できるよう、１人以上の必要数を配置すること。

　　　この担当職員は、次のいずれかの要件を満たすものであって、大阪府が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する者を充てること。

1. 保健師
2. 介護支援専門員
3. 社会福祉士
4. 経験ある看護師
5. 高齢者保健福祉に関する相談業務等に３年以上従事した社会福祉主事

（４）**コミュニティソーシャルワーカー**の配置

コミュニティソーシャルワーカーは、センター内に２名配置することとし、管理者の指導監督のもと活動を行うこと。また、資格要件は、次のいずれかの要件を満たすものであって、大阪府社会福祉協議会等が実施するコミュニティソーシャルワーカー養成研修を修了（事業開始時又は初任者研修については、受講修了見込みの者を含む。）した者とすること。

なお、上記の３職種職員及び認知症地域支援推進員並びに指定介護予防支援担当職員以　外の者を専任で配置すること。

ア　社会福祉士

イ　保健師

ウ　地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まない。

エ　介護支援専門員

オ　その他市長が認める資格

（５）**兼務**について

　　　センター職員は、センター業務に専従とし、センター以外の業務との兼務は原則認めない。ただし、次の場合には、兼務しても差し支えない。

1. 本仕様書に示す配置基準を上回る職種を配置し、３．業務内容に掲げる業務を適切に事務遂行できると市が判断した場合。
2. 介護予防支援に関する事業は、センターが指定介護予防支援事業者としての指定を受けて行う業務であるため、センターの職員と指定介護予防支援事業所の職員の各要件を満たす場合。

また、指定介護予防支援事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならないが、指定介護予防支援の業務及びセンターの業務に従事する場合。

1. コミュニティソーシャルワーカーと指定介護予防支援事業所の職員とは、 各要件を満たした上で、適切な事務遂行を確保できると判断できる場合。

**５．センターの設備等**

1. 設置場所は、応募する圏域内に設置し、利用者の利便性等に配慮し、公共交通機関から近接した場所にするよう努めること。
2. センター入口周辺を含め、高齢者等に配慮したバリアフリーの建物であること。
3. 駐車場は、車椅子等での来訪も考慮した来訪者専用駐車場を確保すること。
4. 事務室及び事業運営に必要な相談室、書類保管庫等を有していること。
5. 書類保管庫は施錠できるものとし、十分なセキュリティ対策を施すこと。
6. 事務室は、受託法人本部とサービス提供部門等の区画と分離することが望ましい。利用者の利便性等を勘案したうえで、同一敷地内、建物内とする場合は、市と別途協議すること。また、軽易な相談に対応できる受付用のカウンターを設置し、来訪者のプライバシーが確保されるように配慮した相談室を設けること。
7. 事務室には、専用の電話、ファクシミリ、インターネット等の通信環境が整備されていること。なお、個人情報等を記録するパソコン等には十分なセキュリティ対策を施すこと。
8. センターの看板及び案内板等を１つ以上、道路側から見える場所に設置し、地域住民への周知に努めること。
9. 設備等に要する経費は、受託事業者が負担すること。なお、市は設備等に係る契約等に一切関与しない。

**６．地域包括支援センター運営協議会**

　　介護サービスに関する事業者、職能団体（医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員等）、介護保険の第１号被保険者の代表、介護保険以外の地域の社会的資源や地域における権利擁護・相談事業等を担う関係者、及び地域ケアに関する学識経験者等で構成する阪南市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）が開催される際には、センターの職員に出席を求める。併せて、阪南市介護保険運営協議会及び阪南市地域密着型サービス運営委員会についても出席すること。

　　また、センターは、毎年度、次に掲げる書類を運営協議会に提出すること。

1. 当該年度の事業計画書及び収支予算書
2. 前年度の事業報告書及び収支決算書
3. その他運営協議会が必要と認める書類

**７．事業計画・事業報告等**

1. 市と協議し、年度当初に「事業計画書」及び「収支予算書」を作成し、運営協議会に提出すること。
2. 毎年度終了後、「事業報告書」及び「収支決算書」を作成し、４月末日（事業終了後３０日以内）までに運営協議会に提出すること。
3. 年間の事業計画に基づき、事業を実施し、月単位で進行管理を行うこと。また、業務実施月の翌月１０日までに市に実績報告書を提出すること。なお、市が調査又は報告を求めた場合、受託者は、速やかにこれに応じ、必要な報告書等を市に提出すること。
4. センター事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区別し、会計経理を行うこと。委託料の支払いは毎月概算払いとし、委託料の請求書は翌月の１０日までに市に提出すること。

**８．事業評価（法第１１５条の４６第９項）**

1. 毎年度終了後、「自己評価シート」を作成し、４月末日（事業終了後３０日以内）までに市に提出すること。
2. 地域包括支援センター運営協議会で評価結果を報告するとともに、同協議会委員からのセンター運営に対する意見を踏まえて、運営の工夫や改善を図ること。
3. 自己評価の際には、センター利用者や介護支援専門員へのアンケート調査結果等の客観的評価指標を用いること。
4. 評価において標準を下回る内容がある場合は、業務改善に向けた取り組みを行い、市からその結果の確認を受けること。

**９．その他**

　　この仕様書に関し疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項については、その都度、市と協議して決定するものとする。

【関連法令等一覧】

・介護保険法（平成９年法律第２３号）

・個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

・共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和５年法律第６５号）

・高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に関する法律（平成１７年法律第１２４号）

・阪南市介護保険条例（平成１２年条例第４号）

・阪南市介護保険条例施行規則（平成１２年規則第１３号）

・阪南市地域包括支援センター設置要綱（平成２８年４月１日施行）

・阪南市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１７号）

・阪南市地域包括支援センター運営協議会要綱（平成１７年阪南市公告第１５号）

・阪南市指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２９年条例第４号）

・阪南市ふれあい収集事業実施要綱（平成１９年１月１５日施行）

・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号）

・老計発第1018001号「地域包括支援センターの設置運営について」

・地域支援事業交付金交付要綱（平成２０年５月２３日厚生労働省発老第0523003号）

・地域支援事業実施要綱（平成１８年６月９日老発第0609001号）

他

別記

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

第１　受注者は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律に基づき、当該事務の範囲内で個人情報の保護について、発注者と同様の義務を負うものとする。

（秘密の保持)

第２　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

２　受注者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関する事項を周知しなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

　（作業場所の指定）

第３　受注者は、この契約による事務に係る個人情報を発注者が指定する場所で処理しなければならない。

２　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所からこの契約による事務に係る個人情報を持ち出してはならない。

（厳重な保管及び搬送）

第４　受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（個人情報の預託）

第５　発注者が受注者に対し個人情報を預託する際は、その授受を明確にするために、書面を取り交わすものとする。

（再委託の禁止）

第６　受注者は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　前項ただし書の規定による委託を受けたものは、委託を受けた業務の範囲内で、個人情報の保護について発注者と同様の義務を負うものとする。

（委託目的以外の利用等の禁止）

第７　受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理目的以外に利用し、又は受注者以外のものに提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第８　受注者は、発注者が指示した以外は、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、当該事務の個人情報を処理する過程で派生的に作成される電子ファイルは複製とみなさない。この電子ファイルは、個人情報を返還した後も発注者の承諾を得て一定期間保有することができる。

（事故発生時の報告義務）

第９　受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（個人情報の返還又は処分）

第１０　受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還するものとし、この授受においては書面を取り交わし記録を残すものとする。この場合において、個人情報を処分する場合は、これらを廃棄し、又は消去し、その旨書面により発注者に報告するものとする。個人情報を出力した媒体又は複製物がある場合も、同様とする。

（措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償）

第１１　発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

（検査の実施）

第１２　発注者は、受注者の個人情報の取扱状況につき調査し、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

（その他）

第１３　受注者は、この個人情報取扱特記事項に定めるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な処置を講じなければならない。